

令和4年第1回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和4年1月25日(火) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時15分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	3名	傍聴者数	なし				
出席した事務局職員		事務局長：櫻澤 典明 事務局長補佐：高橋 和宏 主事：渡辺 玲香							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	欠	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	○
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和4年第1回農業委員会の総会を開会したいと思います。 出席委員は、13名中12名の出席です。過半数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行いたいと思います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人の指名を行います。 議事録署名人は、2番 原口委員、3番 長谷川委員をお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。</p>
日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による 許可申請について	議 長	<p>つづきまして、日程第2に移ります。 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。 農地法第3条第1項の規定により、別紙許可申請に対する処分を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>1番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。 申請地につきましては議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。 受人は町内にお住まいで、主にネギの栽培をしております。農業用機械はトラクターを2台所有しており、夫婦で農作業をしているとのことでした。</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議 長</p> <p>松本委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>申請地については、これまでも利用権を設定して受人が耕作しておりましたが、渡人の意向により売買の話がまとまったため今回の申請に至りました。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>事務局の説明のとおりです。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第1号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第1号議案1番については原案のとおり許可といたします。</p> <p>つづきまして、事務局は2番の説明をお願いします。</p> <p>2番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。</p> <p>申請地につきましては議案書6ページの位置図、7ページの案内図をご覧ください。申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。</p> <p>受人は〇〇市にお住まいで、主に白菜や小松菜の栽培をしております。農業用機械は軽トラック5台、普通トラック3台、トラクター6台、乗用管理機1台を所有しており、夫婦で農作業をしているほか、常時雇用している方が1人、臨時で雇用している方が4人いるとのこと。</p>

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>申請地については、これまでも利用権を設定して受人が耕作しておりましたが、渡人の意向により売買の話がまとまったため今回の申請に至りました。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	松本委員	<p>申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>特にありません。説明のとおりです。</p>
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p>
	議 長	<p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第1号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第1号議案2番については原案のとおり許可といたします。</p> <p>つづきまして、申請番号3番になりますが、6番松本由紀子委員は議事参与の制限に該当しますので、別室で待機をお願いします。</p> <p>〔松本委員退室〕</p>
	事務局	<p>それでは、事務局は3番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>3番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。</p> <p>申請地につきましては議案書8ページの位置図、9ページの案内図をご覧ください。申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議長</p> <p>福嶋推進委員</p> <p>議長</p> <p>佐藤委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>受人は〇〇地内にお住まいで、主に水稻、白菜、ネギを栽培するほか、畜産業も営んでおります。農業用機械はトラクター2台、田植機1台、マルチローラー1台、移植機1台、タイヤショベル5台を所有しており、家族5人で農作業を行っているとのことでした。</p> <p>渡人が申請地の売買について相談したところ、申請地は受人の自宅のすぐ近くにあり、所有農地とも隣接していることから、話がまとまり今回の申請に至りました。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号3番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>事務局の説明のとおりで大丈夫です。特にありません。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号3番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>今回の売買に影響するものではないので問題ないと思いますが、私の持っている地図では申請地はもっと大きい筆だったので事前に事務局に確認したのですが、ここは今回の申請にあわせて分筆したもので、残りの農地については渡人が何か別の計画を考えているそうです。</p> <p>ほかにありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第1号議案3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第1号議案3番については原案のとおり許可といたします。</p> <p>審議が終了しましたので、松本委員の退席を解きます。</p> <p>〔松本委員入室〕</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	議長	<p>報告いたします。第1号議案3番については、原案のとおり許可することで結審しました。</p>
	議長	<p>つづきまして、日程第3に移ります。 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>今回の5条申請は、元々1筆だった農地を申請にあわせて2筆に分筆したものになります。2筆のうち1つが1番の案件で、もう1筆がこの後の2番の案件となります。 それでは1番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書11ページに記載のとおりです。 申請地は〇〇の北北西およそ330mの位置にある農地になります。詳しくは議案書12ページの位置図、13ページの案内図をご覧ください。申請地の現況につきましては、違反等もなく適正に管理されておりました。 申請地は住宅が密集する集落の中にある生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可できませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われまます。 譲受人は、〇〇市に本社を構え、日本全国で建売分譲住宅の建築・販売等を行う法人で、申請地に建売分譲住宅1棟を建設する計画での申請となります。計画の詳細については、14ページの土地利用計画図をご確認ください。 事業に要する資金はすべて自己資金で対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
	関根委員	特にございませぬ。
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	坂本委員	<p>農業委員会であることではないのですが、この道の幅員はあまり広くないのですが、町で拡幅とかの予定はないのでしょうか。建設課とはこういう住宅建設などについて情報共有していますか。</p>
	事務局	<p>農地転用に関する情報提供は特にしておりませんが、住宅建設に関しましては水道工事や浄化槽からの放流先などの関係で道路占用等の手続きがありますので建設課でも把握していると思います。</p> <p>道路の拡幅の計画については、確認しておりませぬので分かりませぬ。</p>
	坂本委員	<p>案件には関係ありませんが、この辺りは住宅が増えていますので、横の連携をとって町の発展のために検討していただけたらと思ひ発言させていただきました。内容は承知しました。</p>
	議 長	<p>ほかにありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第2号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第2号議案1番については許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p>つづきまして、事務局は2番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>2番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書11ページに記載のとおりです。</p>

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>先ほど申し上げましたとおり、2番の申請地は元々1筆だった農地を分筆したものですので、農地の場所や農地区分は1番でご説明したとおりです。</p> <p>譲受人は〇〇市に本社を置き、全国95カ所に営業所を構え、主に建売分譲住宅の建築・販売等を行う法人で、今回は〇〇営業所の所管として、申請地に建売分譲住宅2棟を建設する計画での申請となります。計画の詳細については、15ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>事業に要する資金はすべて自己資金で対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
	関根委員	<p>申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p>
	議 長	<p>特にございませぬ。</p>
	原口委員	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	事務局	<p>計画では雨水は敷地内浸透とありますが、大雨の時は大丈夫ですか。</p>
	事務局	<p>雨水についてですが、一般住宅では敷地内浸透はよくある一般的な計画になります。雨量にもよりますが、大雨の時は道路など敷地外へ流れ出ることもなくはないと思いますが、どの程度までを想定するかということでご判断いただければと思います。</p>
	佐藤委員	<p>この図面では平屋建てなのか2階建てなのか分からないのですが、資料はありますか。</p>
	事務局	<p>議案書にはお付けしていませんが、申請書には建物の設計図が添付されておりまして、2棟とも2階</p>

会議事項	発言者	顛末
日程第4 第3号議案 神川町農用地利用集積計画（案）について	議 長	<p>建てとなっております。</p> <p>ほかにありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第2号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第2号議案2番については許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
	議 長	<p>つづきまして、日程第4に移ります。</p> <p>第3号議案 神川町農用地利用集積計画（案）について を議題とします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を決定したいのでこの案を提出するものです。</p> <p>6番松本委員と12番佐藤委員は議事参与の制限に該当しますので、別室で待機をお願いします。</p> <p>〔松本委員・佐藤委員退室〕</p> <p>それでは事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>議案書17ページをご覧ください。</p> <p>本計画は、令和3年度における農地中間管理事業の重点地区である八日市地区及び熊野堂地区で集積された農地と、個別推進で集積された農地について、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借り受けるための利用権を設定するものになります。</p> <p>集積面積は、〇〇株式会社による期間借地分を除き、重点地区内の農地が21筆33,598㎡、個別推進した農地が36筆57,853㎡となっております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
	議 長	<p>それでは質疑に入りたいと思います。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第5 第4号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について</p>	議 長	<p>神川町農用地利用集積計画（案）について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕 無いようなので採決に移ります。</p>
	議 長	<p>第3号議案 神川町農用地利用集積計画（案）について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第3号議案 神川町農用地利用集積計画（案）については原案のとおり決定いたします。</p>
	議 長	<p>つづきまして、日程第5に移ります。 第4号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について を議題とします。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。 第3号議案の2名に加え、須川推進委員が議事参与の制限に該当しますので、別室で待機をお願いします。</p>
	議 長	<p>〔須川推進委員退室〕 それでは事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>説明の前に議案書の訂正をお願いします。</p>
事務局	<p>〔議案書の訂正を説明〕 それでは議案書24ページをご覧ください。 本計画は、第3号議案の集積計画で埼玉県農林公社が借り入れた農地を耕作者へ配分するものです。内訳としましては、1番から57番は新規配分になります。このうち、重点地区のものは1番から16番及び46番から50番、個別推進によるものが17番から45番及び51番から57番です。</p>	

会議事項	発言者	顛末
	議長	<p>58番から63番は再配分するものです。そして、31ページから始まる1番から20番については、〇〇株式会社の裏作による期間借地によるものです。</p> <p>件数が多いため、町外の新規の方など主だったものについて説明させていただきます。</p> <p>11番及び16番の〇〇様は、〇〇市にお住まいの方で、神川町内でも露地野菜の栽培を行っているとのこと。神川町では今回初めて中間管理事業を利用して農地を借り受けますが、〇〇市では中間管理事業を利用して農地を借り受けた実績があるとのことでした。</p> <p>46番から50番の株式会社〇〇は〇〇市にある法人で、水稻や麦のほか、ナスやブロッコリー等の野菜を栽培しているとのこと。この法人も神川町では今回初めて中間管理事業を使用して農地を借り受けますが、〇〇市では中間管理事業を利用して農地を借り受けた実績があるとのことでした。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>神川町農用地利用配分計画（案）について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	木村委員	<p>〇〇さんは法人と個人で申請を使い分けているようですが、どのような理由で分けているのか分かりますか。</p>
	事務局	<p>はっきりとした理由は確認しておりませんが、〇〇株式会社のは法人としての借り受けですので従業員の方が耕作し、〇〇様分は個人として耕作するものと捉えております。</p>
	木村委員	<p>〇〇さんの申請は使用貸借となっていますが、失礼ながら〇〇さんは高齢な方ですが、中間管理の場合、使用貸借ですと受人が亡くなった場合は契約解約となり機構管理となりますが、そのへんは渡人も承知したうえということによろしいですか。</p>

会議事項	発言者	顛末
閉 会	事務局	<p>事前に制度の説明をしておりますので承知していると思います。なお、この渡人は現物払いを希望しておりましたので使用貸借となっております。</p> <p>まれに後になって契約内容の変更の相談があることもありますが、そういったときは公社と相談のうえ個別で対応させていただいております。</p>
	議 長	<p>ほかにありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第4号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第4号議案 神川町農用地利用配分計画（案）については異議なしとして回答いたします。</p> <p>審議が終了しましたので、退席を解きます。</p> <p>〔松本委員・佐藤委員・須川推進委員入室〕</p>
	議 長	<p>報告します。第3号議案については原案のとおり決定し、第4号議案については異議なしとすることで結審しました。</p>
	議 長	<p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p>